

企業内における著作権教育について

大 野 郁 英*

抄 録 情報産業化が進む中、著作物の利用環境も変わってきています。我々の生活は膨大な量の著作物に取り巻かれており、企業活動も例外ではありません。企業としては、環境の変化に伴う法制度の改正情報を随時フォローアップしつつ、法令遵守、品質管理の面から適切に著作物を取り扱う必要があります。本稿では、企業内での著作権教育のあり方について、当社の教育活動の経験を踏まえ、そのポイントについてご説明します。

目 次

1. はじめに
2. 著作権教育の必要性
3. 当社の体制
4. 教育を行う上でのポイント
5. 日頃の取り組み
6. 知財部門や外部専門家との連携
7. おわりに

1. はじめに

(1) 企業活動と著作物

従来、業種を問わず、あらゆる企業では、販売促進活動、商品パッケージング、企業PR活動が行われています。このような購買者に対する商品、企業の魅力の訴求には、写真、イラスト、文章、図形、映像、音楽等が用いられますが、これらは全て著作物であり、企業活動においては、いずれの企業でも著作物を取り扱わないことはないといえます。

(2) 社会環境の変化

従来の紙媒体からデジタルデータへのシフトが1990年代より加速し、第4次産業革命、ソサイエティ5.0などといわれる情報産業の拡大の中で、著作物が利用される環境も様変わりしてき

ています。

従来の著作物の発信者が芸術家や企業といった「プロ」だけであった状況から、一般消費者が自ら著作物を発信できる環境へと変わり、ネット検索をすれば、誰でも瞬時に求めるコンテンツにアクセスすることが可能となっています。

(3) 企業における著作権教育の現状

上記のとおり、あらゆる企業活動において著作物との関わりは避けて通ることができませんが、著作物を取り巻く状況は近年大きく変化しています。

にもかかわらず、特許権等の産業財産権の取得には力を入れている企業が多い一方で、著作権については、産業財産権ほど重点を置いた体制をとっていない企業も少なくないのが現状のようです。

2. 著作権教育の必要性

そもそも著作権教育がなぜ必要か、という点については、(1) 権利にまつわるトラブルの予防と、(2) 著作権関連情報の提供による事業支援という2つの観点があります。

* 凸版印刷株式会社 法務・知的財産本部 部長
Ikuhide OONO

(1) トラブル予防の側面

① 著作権侵害の一般的なリスク

著作権侵害が生じた場合、次のようなリスクが想定されます。

表1 想定リスク

①	当該著作物を含む商品の販売や宣伝物の利用ができなくなるリスク
②	当該著作物を利用した事業の停滞を回避するため、早期かつ事実を公にせずして解決する必要性が高い場合、裁判上で争うことが難しく、結局は高額な金銭賠償にならざるを得ないリスク
③	企業としてのコンプライアンス意識の欠如と捉えられる等のレピュテーション（評判）リスク
④	当該著作物が顧客から制作委託等を受けて作成したものであった場合、制作物の品質に対する信頼の低下や、取引停止等の制裁を受けるリスク

② デジタル時代特有のリスク環境

著作権にまつわる紛争の類型は、「無断利用」「模倣」「(レンタルイラストなどの)利用条件違反」「権利の帰属問題」が殆どであり、この類型自体は、従来から大きく変わるものではありません。しかし、特に近年では、以下のような変化により、紙媒体を中心としていた時代よりも、よりトラブルが起りやすく、また拡大しやすくなっている反面、容易に問題が発覚しやすくなっています。

表2 デジタル時代特有のリスク環境

①	ネット検索サービスでキーワードをもとに文章、画像、動画などが瞬時に抽出され、著作物へのアクセスが劇的に容易になっている。
②	デザインの現場では、従来イラストカタログなどの紙媒体を参考にしてきたが、現在では、多くの著作物がデジタルデータであるため、容易に複製・改変を行うことが可能となっている。

③	事業におけるアウトプットが紙媒体のみならず、ネットに配信されることによって、より広範囲に拡散される。
④	著作物の無断利用等が行われた場合、ネット検索により当該利用を捜索・発見しやすい環境にもなっている。

こうした状況の中、トラブルの未然防止のため、著作物の制作に関わる全てのプレイヤーが正確な知識とリスク認識を持つ環境を整えるべく、著作権教育は欠かせません。

(2) 事業支援の側面

もう一つの側面は、単に著作物に関するトラブルを予防するだけでなく、より積極的に著作物を事業に活用していく、そのための著作権法関連情報を発信していく姿勢です。

末尾参考表に示すように、著作物を取り巻く環境の大きな変化に伴い、法改正が近年頻繁に行われています。直近の改正でも、いわゆる「柔軟な権利制限規定」が設けられるなど、インバウンド対応やビッグデータの活用などを国策として新たなビジネスの創出につなげるための法改正が目白押しです。激変する社会環境の中で、時宜を逃さず、新たなビジネスの可能性を拡げる法改正に関する情報を経営層や、商品企画や販促物の企画を行う企画部門等に対しタイムリーに発信することで、事業への著作物の活用を支援することが法務・知財の専門部門には求められます。

3. 当社の体制

(1) 当社の著作物利用に対する体制

筆者の所属する凸版印刷株式会社における著作権教育の取り組みをご紹介します前提として、まず、当社において、著作権関連の業務がどのように扱われているかに触れておきます。

当社では、法務部門と知財部門が「法務・知的財産本部」という全国の事業所に跨る一つの

本部に属しています。その中で、知財部門は主に産業財産権を中心とする登録・調査業務を所管しており、著作権に関わる業務については、法務部門が所管し、著作権に関わる相談、教育、契約対応を行っています。

(2) 実施対象

当社で行っている著作権に関わる教育の実施対象は次のとおりです。

表3 著作権教育の実施対象

①	企画部門、制作事業者向け座学教育 実際に社内で著作物を取り扱う部門、および社外のデザイン等の制作事業者に対して、基本的な知識の周知と紛争回避のための注意喚起を行っています。
②	取引先向け出張勉強会 産業財産権には力を入れているものの、著作権の所管部門が明確ではない、あるいは扱う部門が存在しないという取引先も少なくないため、取引上の紛争が生じないよう、著作権についての知識を取引先にも深めていただくとともに、相互に認識を共有することを目的とした勉強会を実施しています。
③	社員向け「行動指針ケースブック」活用 社員の行動指針として留意すべき事項の一つとして、著作物の利用上問題となるケースをQ&A形式で確認できる冊子を配布し、冊子内容をベースとした社員研修を実施しています。

4. 教育を行う上でのポイント

前述のような教育体系のなかで、特に実施方法や内容面のポイントとなる点を紹介します。

【ポイント】

- ・座学形式による実施
- ・継続的な教育
- ・実際のトラブル事例の活用
- ・企画目線での体系的な内容
- ・法改正情報のタイムリーな発信

(1) 実施方法

① 座学形式による実施

会社の規模によっては、座学形式での実施が現実に難しく、e-learning形式での実施が効果的な場合もあると思いますが、肉声によりビジュアルを用いて伝達する座学形式が、最も効果的であると思います。当社では、企画部門向け、デザイナーなどの社外の制作事業者向けに、1～2年に1度は、全国にある当社の事業所で座学による講義を開催しています。実際に講義を行う中で、現場が何に関心を持ち、どのような課題を持っているかを法務部門が知ることもできます。

② 継続性

著作権のトラブルはシステムの的に回避することは難しく、また、企画部門や制作事業者が模倣や無断利用をしていないかどうかを外部からチェックすることは難しいため、いかに企画・制作を行う者自身の著作権に対する意識を底上げできるかが重要になります。教育の内容は、後述するように、その時々の特時的なトピックを盛り込むように努めていますが、基礎的な知識に関する内容は、同じ受講者に対して同じ内容を繰り返して話すことになる場合があっても、あえて、定期的に継続して教育を実施するようにしています。

(2) コンテンツの内容

① 内容面の工夫

とかくトラブルというと、当該トラブルの関係者に配慮をして情報に「蓋」をしてしまいがちです。一方で著作権のトラブルは全国どこでも同様のトラブルが起こり得るものであり、全国、全社的にみれば、貴重な経験情報でもあります。「なぜそのような事が起こったのか」、「どのような対応をとったのか」、「その結果どうなったのか」、「どうしておくべきだったか」、という実務の参考になります。もちろん裁判例を

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

紹介するという手段はありますが、裁判例も数に限りがありますので、社内で起きたトラブルは素材としては、これ以上に有効な事例はありません。当社では、関係者に配慮しつつ、できるだけ社内事例を素材として活用するようにしています。

② 具体的な内容

企画部門であれ、デザイン事務所においても、必ずしも著作権について体系的な教育を受けている人ばかりではありません。

まずはデザインにかかわる全体像のなかでの著作権の位置づけや著作権の基本的知識も不可欠になります。合わせて、事業に影響のある法改正があれば、トピックとしてタイムリーにこれを共有します。

また、実際の実務においては企業としての品質管理の一環としていかにトラブルを回避し、無用な支出を極小化し、信頼ある企画が行えるかという点が重要になりますので、社内事故事

例や裁判例を通して起こりうるトラブルについて、紹介をします。

下表4に教育項目に対応したトラブル事例として当社で教育に活用している裁判例を一覧で示していますので、参考下さい。

③ 著作権以外の権利関係

著作物が含まれる媒体は様々であり、カタログ、会社案内などの企業の宣伝媒体への利用もあれば、商品のパッケージの表面デザインでの利用などが想定されます。例えば、パッケージの表面デザインの場合、図1に示すように、企画においては、著作物のみならず、包装資材の形状に関する意匠権の問題、また模倣の点では、不正競争防止法への留意も必要となります。一つの商材を組み上げる場面を想定して、その企画者が留意するポイントを法務目線ではなく、企画部門目線で総合的にレクチャーする必要があります。

表4 教育内容と使用裁判例

項目	内容	参考判例（判決日，事件番号）
引用	引用の要件について説明（主従関係，明確区分性，必要最低限範囲，出所表示）	最高裁昭和55年3月28日，昭和51年（オ）923 東京高裁平成12年4月25日，平成11年（ネ）4783 知財高裁平成22年10月13日，平成22年（ネ）10052
写り込み	写り込みが許容される要件，建物の撮影についての留意点	東京高裁平成14年2月18日，平成11年（ネ）5641 東京地裁平成13年7月25日，平成13年（ワ）56
模倣	模倣の要件（依拠性，類似性。制作時参考にしたものを確認する旨）	東京地裁平成16年6月25日，平成15年（ワ）4779 大阪地裁平成11年7月8日，平成9年（ワ）3805 東京地裁平成22年7月8日，平成21年（ワ）23051
無断利用	ネット上の画像の安易な活用に留意	知財高裁平成18年3月29日，平成17年（ネ）10094 知財高裁平成19年5月31日，平成19年（ネ）10003 東京高裁平成13年6月21日，平成12年（ネ）750
条件違反	レンタル画像，フリー素材，フォントの利用における利用条件違反への注意喚起	大阪地裁平成27年9月10日，平成26年（ワ）5080 東京地裁平成27年4月15日，平成26年（ワ）24391
権利帰属	制作委託したデザイン等の権利帰属を曖昧にしたことによる紛争リスク，著作権譲渡の記述の仕方（法27条，28条を含む旨）	大阪地裁平成17年1月17日，平成15年（ワ）2886 ご当地キャラクター「ひこにゃん」の利用に関する紛争
許諾先の特定	相続による著作権共有者の拡散	知財高裁平成27年10月14日，平成27年（ネ）10041

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。



図1 著作権以外の権利関係イメージ図

5. 日頃の取り組み

【ポイント】

- ・トラブル等の情報の記録
- ・継続的な裁判例、法改正情報のフォロー
- ・知財部門・外部専門家との連携

(1) 情報の記録

社内トラブルはとかく実際にトラブル対応を行っている時点では、解決に没頭しがちですが、記録として残してデータベース化しておくということも重要です。他の担当者が見て理解ができるよう、概要と実際のビジュアルもデータ化して残しておくことで教育素材としての活用準備にもなります。当社では、データベース化までは現時点では行っていませんが、全国の法務部門の連携会議で情報を共有するとともに、情

報を整理してフォルダ管理をしています。

(2) 裁判例、法改正情報の調査

多くの著作権トラブルは裁判にまで至らない、あるいは、裁判上でも和解で解決されるケースが多いと言われます。従って著作権トラブルにまつわる裁判例が日々公表されるというほどの物量が期待できません。しかし、実際の判断基準としては、著作権侵害の判断は特許権などと異なり、明確な基準で判断ができる類のものではありませんので、重要な情報となります。また、近年多く素材として使われるようになってきているフリー素材の利用について争われた判例など、時流を反映した裁判例が出てくることもあるので、日頃の判例調査はかかせません。著作権情報センター発行の「コピライト」には最近の裁判例が毎号整理されて紹介されていますので、このような外部資料などを定期的に確認することで、効率的に把握することができます。

また、法改正情報についても「コピライト」や知財管理誌でも適時、法改正の情報を実務への影響含め紹介がされますので、有効です。更に法整備状況を先取りするためには、例年明けに文化庁文化審議会著作権分科会のホームページ (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html>) に提示される報告書などをチェックすることで、今後の法改正の動向を把握することができます。

6. 知財部門や外部専門家との連携

① 知財部門との連携

上記で述べました通り、教育内容を企画部門目線で行うためには著作権に限定せず、網羅的な内容による教育が必要になります。各企業の組織上、これらの所管が分かれることも想定されますが、部門横断による連携が必要であり、当社では、法務、知財部門連携で全体を網羅するようにしています。

② 外部専門家との連携

社内に著作権の専門部門がないなどの場合は、初めから社内で著作権教育を実施するということが難しい場合もあると思います。また、専門部門がある場合であっても、社内目線だけではなく、他社での経験を踏まえた知見を紹介頂くことで、自社で気づかない部分を補うために弁護士など外部専門家の力を借りるということも有効です。また、外部専門家から客観的にお話を頂くことが、一つの「箔付け」「刺激」になり、より社員の意識に浸透するということも期待できると思います。その場合も社内の実態をよく理解いただいて、実態に即した講義とするべく、事前のコミュニケーションが重要になります。いずれにしても任せきりにせず、効果的な「活用」という視点をもって取り組むべきと考えます。

7. おわりに

著作権の模倣などの問題は、特許権と異なり、どこまでが侵害か、といった線引きが明確に示せないジレンマがあり、とかく、著作物の取扱いについて、保守的、厳格に運用することを求めがちです。もちろん、法律に準拠した実務が求められますが、ケースに応じたリスク分析とのバランスをはかった柔軟な対応も必要です。その前提として、実務部門において、著作権教育を通して、著作権について理解したうえで、危機意識を自らが感じる感覚を身に付けてもらい、「これは大丈夫だろうか？」という疑問を自らが感じ、法務・知財の専門部門に相談する、という習慣ができることが重要だと考えます。

情報産業が活発化する中で著作物の利用が様々な形で増加すると思われませんが、正当な利用環境の下で、著作物の利用が活性化し、ひいては国内情報産業が発展することを期待しつ

つ、本稿が少しでも会員皆さまにおける著作権の教育実務の一助となれば幸甚です。

参考表 環境の変化に伴う近時の法改正年表

改正年	改正内容
2001	プロバイダ責任制限法制定
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・有線LANによる場合と同様、同一構内の無線LANによる送信を「公衆送信」から除外 ・機器の保守・修理等の際に一時的に機器外に複製することに対する権利制限
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・情報検索サービスの過程で行われるサーバ内に収集・蓄積（複製）する行為や検索結果の一部を表示する行為に対する権利制限 ・情報解析のためコンピュータ内に蓄積して情報を整理、抽出する際に行われる複製等の行為に対する権利制限 ・ネットオークションなど商品紹介の為に掲載する著作物の画像掲載行為に対する権利制限
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・有償で提供されている音楽、映像の侵害コンテンツを、違法にアップロードされたと知りながらダウンロードする行為を違法化 ・DVD等に用いられる暗号型技術を解除してDVDの複製を可能とするような行為を規制 ・SNS等サービスにおける情報提供を円滑・効率的に行うための準備に必要な情報処理のための利用を可能とする改定
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な権利制限規定の導入 ビッグデータを活用したサービス等の提供のため無許諾で著作物を利用可能とする改定、イノベーション創出促進のため、情報通信技術の進展に伴い、将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定の整備 ・TPP11発効に伴う改正 著作権保護期間の延長（50年→70年間）、アクセスコントロールを技術的保護手段と定義し、不正に回避する行為を規制

（原稿受領日 2019年3月15日）